

平成 29 年第 20 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成29年第20回教育委員会会議

1 日 時 平成29年10月5日（木） 15時30分～17時20分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	長 田	正 寛
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
教育政策担当係長	堀 川	信 乃
教育政策担当係長	小 林	明 弘
学校施設担当部長	平 野	誠
学校規模適正化担当課長	永 澤	美 樹
学校規模適正化担当係長	小 林	義 和
学校規模適正化担当係長	松 本	淳 吾
学校規模適正化担当係員	小野寺	純 一
学校規模適正化担当係員	恩 田	菜都美
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
学びの支援係長	及 川	貴 史
学びの支援係員	武 田	美 穂
特別支援教育推進担当係長	田 中	進 一
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員課長	藏 田	忠 朗
人事係長	新 見	琢 磨
人事担当係長	佐 藤	圭 一
人事担当係長	伊 達	峰 史
人事係員	田 中	里 奈
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	洞 内	亮

4 傍聴者 5名

5 議 題

議案第1号 厚別区上野幌・青葉地域（北側地区）の学校規模適正化に係る今後の取組方針について

議案第2号 札幌市特別支援学校学則の一部を改正する規則案

議案第3号 平成30年度札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の登録者決定について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成29年第20回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

本日は、佐藤淳委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日は三つの議案がありますけれども、第3号は人事に関する事項であります。教育委員会会議規則第14条第1項第2号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 厚別区上野幌・青葉地域（北側地区）の学校規模適正化に係る今後の取組方針について

○長岡教育長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議案第1号は、「厚別区上野幌・青葉地域（北側地区）の学校規模適正化に係る今後の取組方針について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 議案第1号の「厚別区上野幌・青葉地域（北側地区）の学校規模適正化に係る今後の取組方針について」を説明させていただきます。

本案は、厚別区上野幌・青葉地域の小規模校検討委員会で設置しております上野幌・青葉地域北側部会から、これまでの検討を踏まえた意見書が提出されましたので、これをご報告いたしますとともに、今後、当該地区におきまして意見書の趣旨を最大限尊重して取組を進める旨の方針についてお諮りするものであります。

最初に、上野幌・青葉地域におけるこれまでの検討の経過等についてご説明をいたします。

お手元のA3判の資料、厚別区上野幌・青葉地域（北側地区）の学校規模適正化の取組をご覧いただきたいと思っております。

上野幌・青葉地域は、平成25年3月に策定いたしました第2次の地域選定プランにおきまして、学校規模適正化の検討地域として選定されました。

その後、平成26年8月に、保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される上野幌・青葉地域小規模校検討委員会を設置し、上野幌小学校、青葉小学校、上野幌西小学校、上野幌東小学校の4校に係る学校規模適正化について検討を進めてまいりました。

なお、各小学校の位置につきましては、資料の右側の参考2として上野幌・青葉地域の地図を載せておりますが、こちらのとおりとなっております。

検討委員会では、4校を1校に統合する案や4校を2校に統合する案といったさまざまな統合パターン案について、約2年間、合計12回にわたり検討した結果、統合の組み合わせは、国道274号線の北側の上野幌小学校と青葉小学校、それから、国道274号線の南側の上野幌西小学校と上野幌東小学校に決定したところであります。

その後、北側と南側の組み合わせごとの部会に分かれて検討を進めることになり、上野幌小学校と青葉小学校の統合につきましては北側部会で検討をしてまいりました。

上野幌小学校と青葉小学校の施設状況等につきましては、資料左側の下の参考1のとおりとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

北側部会では、統合後に使用する校舎について、校舎の築年数や統合後の通学距離などさまざまな観点から検討いたしました。しかし、決定的な違いがなかったために南側と比べて検討に時間がかかっておりました。

しかし、学習指導要領が新しくなる平成32年4月の開校を目指してさらに検討を進めた結果、活用する校舎を上野幌小学校とする方針が決定いたしました。

以上のような検討を経まして、北側部会から、過日、これまでの検討を踏まえた意見書が提出されたところでありました。

続きまして、意見書の内容についてご説明させていただきます。

お手元の意見書という資料をご覧くださいと思います。

本意見書は、9月12日付けで北側部会の吉岡代表及び土田代表から長岡教育長宛てに提出されたものであります。なお、上野幌小学校と青葉小学校は、それぞれ別の連合町内会の区域内に設置されておりますことから、各地域からご推薦いただいた2名の委員が部会代表となり検討してきた経緯があります。

それでは、下記以降の各項目についてご説明させていただきます。

まず、1番の(1)再編に当たっての考え方ではありますが、児童の教育環境の向上を図る観点から、上野幌小学校と青葉小学校を再編し、新たに「(仮称)上野幌・青葉地域北側地区小学校」を設置することとされております。

続いて、(2)再編の実施方法ではありますが、小学校と中学校の連携を強化するため、新施設校は既存の上野幌小学校の施設を活用し、開校時期は平成32年4月とされております。

先ほどもご説明いたしましたように、統合後にどちらの校舎を活用するか検討に時間がかかっておりましたが、新設校については小中一貫校を目指していきたいという地域の要望があり、上野幌小学校が青葉中学校と隣接しているメリットがあることから、新設校の校舎に上野幌小学校を活用することと決定した経緯があります。

次に、2番の通学区域案ではありますが、これは、上野幌小学校と青葉小学校の現在の通学区域を合わせたものとするものとされております。これについては、さきほどの資料の右側の地図に黄色で塗ってある範囲がそれに該当いたします。

次に、意見書の裏面をご覧ください。

3番の新設校の名称ではありますが、こちらは引き続き検討を行い、別途意見書を提出することとされております。

次に、4番の小中一貫校の設置についての要望等ではありますが、まず、新設校の開校に当たりましては、隣接する青葉中学校との連携強化に取り組むこととしております。また、上野幌・青葉地域北側地区の子どもたちの一層の教育環境向上を図る観点から、小中一貫教育制度などの内容を保護者や地域等に対

し丁寧な説明を行うとともに、新設校の小中一貫校化についても検討することとし、その際、小中一貫校の形態として施設一体型を希望するとされております。

札幌市における小中一貫教育がどのように行われるかについては、現在検討中であります。新設校を小中一貫校として、平成32年4月に開校することは困難であると部会としてもご理解はいただいておりますが、先を見据えて小中一貫校を目指したい、その形態は施設一体型を希望したいという結論になりました。意見書に記載されることとなったものであります。

次に、5番の通学安全に関する要望であります。学校、保護者、地域等は、これまで以上に連携を深め、通学安全に関する取り組みを充実させていくとともに、教育委員会はこれらの取り組みに協力し、十分配慮することとされております。

次に、6番の通級指導教室及び相談指導教室に関する要望であります。

青葉小学校には、現在、青葉小学校だけではなく、他の学校からも言語障がいの子や発達障がいの子が通う通級指導教室と、不登校の子生徒が通う相談指導教室が設置されておりますので、その子生徒や保護者が統合後においても安心して通うことができるよう十分配慮するとともに、現在の教育環境が維持できるよう努めることとされております。

次に、7番のその他の要望であります。(1)で新設校の開校に向けて、交流事業等を実施すること、そして、(2)では、両校の子が新たな気持ちで新設校に通学できるよう学校施設の整備等を十分配慮すること、それから、(3)では、「魅力ある新しい学校づくり」を進めることができるよう十分配慮すること、また、(4)では、青葉小学校の跡活用については別途検討を行うが、地域の意見を十分に聞きながら、地域の活性化に資する活用方法を検討すること、さらに、(5)では、新設校に通学する子にとって、放課後の居場所も充実した環境になるよう十分配慮することとされております。

最後に、結びとして、今回の学校規模適正化の取組により、子どもの教育環境の改善はもとより、この地域が一層魅力ある地域になることを望むとされております。

以上が、北側部会から提出された意見書の内容であります。

教育委員会といたしましてはこの意見書を最大限尊重し取組を進めてまいりたいと考えております。

今年度は、意見書の中に要望のありました学校施設の整備のため、統合に伴う施設改修の予算要求を行っていく予定です。

また、新設校の名称や通学安全等につきましては、引き続き部会で検討を行い、また、統合後の通級指導教室及び相談指導教室や青葉小学校の跡活用につ

きましては、関係部局と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

若干長くなりましたが、説明は以上であります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○**長岡教育長** ありがとうございます。ただいま、議案第1号についての説明がありましたけれども、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○**長田委員** 「意見書の趣旨を最大限尊重」の最大限というのは、できる限りという趣旨というふうに取り取ってよろしいのですか。

○**学校施設担当部長** はい。ご要望を踏まえ、可能なものについて実現してまいりたいというふうを考えております。

○**長田委員** 部会が分かれていますよね。今回、北側の意見が出てきたのですが、南側の意見はいつごろ出てくるのかということと、北側の意見書を尊重するという中身が、南側のほうの意見も影響したり、南側の意見が出てきたときに、どのような反映の仕方になるのかというあたりについてはどうなのでしょう。

○**学校施設担当部長** 南側からは、統合に関する意見書について提出していただいております。

○**長田委員** それは、どんな意見だったのですか。

○**学校規模適正化担当課長** 南側地区につきましては、昨年の秋に既に意見書を提出いただいております。

また、南側についてもその意見書を最大限尊重していきたいということで、昨年の秋の教育委員会会議お諮りして、今、その方向性で取組を進めているところです。加えて、南側につきましては、過日、学校設置条例の改正に係るご意見につきましてもお伺いをし、条例も改正を行ったところです。

○**長岡教育長** 今、南側と北側の関連性に対するご質問がありましたけれども、そのところは、部会では北側地区と南側地区になっているのですが、影響し合うものではないということでご説明いただいているのですね。

○**学校規模適正化担当課長** はい。南側のほうが1年先行したような形で検討が進んでおりますので、北側としては南側の検討状況やその後のいろいろな検討も踏まえて、今回の意見書提出に至った経緯があります。

○**長田委員** 恐縮ですが、南側の意見というのはどんな意見だったのか、簡単に紹介していただきたいと思います。

○**学校規模適正化担当課長** 南側の意見書の対象となる学校につきましては、上野幌西小学校と上野幌東小学校になります。

こちらは、新しい学校の開校時期は平成31年4月といたしまして、通学区域は、上野幌西小学校と上野幌東小学校の現在の校区をあわせたものになっております。

活用する校舎は、現在の上野幌東小学校になっております。

そのほか新設校の名称は「引き続き検討する」とか、通学安全については「十分配慮すること」とか、その他の要望につきましては、北側部会の意見書と同じような形になっております。

違いといたしましては、北側につきましては、小中一貫校の設置についての要望があること、青葉小学校に通級指導教室と相談指導教室が現在ありますことから、この要望が加わっていることなどになっております。

○**長田委員** ありがとうございます。

○**池田（光）委員** 関連ですが、全体を見ているとこの学校の開設がありきといますか、先になっているような印象があるのですが、今ほど質問がありましたように、「最大限尊重し」というのが、当該の地域の人たちから見ると非常に不安な面があるのではないかと思います。

例えば、距離が遠いために隣の学区の近いほうに行けるというような、そういう最大限という意味合いなのかでしょうか。そのあたりについてどういう意味なのか、もうちょっと明確にしてあげないと納得しなかったのではないかと思います。実際問題、その辺は納得されたのですか。

○**学校施設担当部長** この意見書につきましては、当然、北側部会でご検討いただいていたものでありますので、同意は得られたというふうに考えております。

○**池田（光）委員** けれども、「最大限」という言葉ばかりですね。最大限尊

重するというような話があって、わかりましたという話になったことが不思議なのではけれども、その辺はどうなのですか。

例えば、通学に当たっての十分な配慮とありますが、これは具体的にどういうことを想定しているのですか。

○学校規模適正化担当課長 通学区域のことにつきましては、今の青葉小学校と上野幌小学校の通学区域を一つにすると、確かに今の上野幌小学校よりも別な学校のほうが近い児童がいます。部会の中では、通学区域の見直しをただ単に二つにあわせるのではなくて、区域の線引きを変えたほうがよいのではないかとご議論もありました。しかし、そういう意見もありつつ、区域としては、ただ二つをあわせたものにしましょう、学校の適正な規模を確保するには、この二つをあわせた通学区域がよいでしょうという結論になりました。

別な区域の学校だけれども、近いので、そちらのほうに通学したいというのは、札幌市では、通学する学校を住所によって指定していますので、その考え方自体が根底から揺らぐ形になります。通学する区域については、今の二つの小学校をあわせたもので、上野幌小学校のところにできる新しい学校に通う形にするとして、部会で合意が得られたところです。

ただ、個々のご事情によっては、例えば、児童クラブの関係やお勤めの関係とかで、別な学校に通っているというのは、今でも対応できていますので、そのようなことについては、個別にご相談いただき、丁寧な対応をしていきたいというご説明をさせていただいているところです。

もう一つは通学安全の関係ですが、青葉小学校に通われている児童からすると、確かに場所が変わることによって通学距離が長くなる児童もいます。距離でいいますと、徒歩通学の目安の2キロメートル以内ではありますけれども、通学路が変わりますので、今まで以上に地域の方や保護者の方、もちろん学校の先生も含めて子どもたちの見守りも充実していこうというお話になっております。

現状でこのような形でいただいておりますが、具体的な内容につきましては、今後、部会のほうで検討していきたいということになっております。

○長田委員 原則的には住所地で線引きしているということですが、例外はないのでしょうか。

これを見たら、この校区以外の周辺に四つの小学校があります。特に南側だと、この青葉小学校がなくなると一番近いのは隣の共栄小学校ですが、その右隣が青葉小学校なので、そこからかなり離れた上野幌小学校に通うことになると思います。

それは、校区のあり方が住所地で線引きされていて、例外などはやむを得ないということなのですか。

○**学校規模適正化担当課長** 基本は、指定された学校に通っていただきます。ただ、個別の事情によりまして、別な学校へ通うという制度もありますので、それは、個々のお子さんの状況やご家庭の状況で個別に判断していくものです。

○**池田（光）委員** 個別な状況というのは、どんな状況なのですか。

○**学校規模適正化担当課長** 例えば、児童クラブの関係ですとか、お勤めの状況とか、学年の途中で転校したために、学年の終わりまでそちらの学校に通いたいとか、そのようなことがあります。

○**長田委員** 中学校の存在場所も関係しているのですか。地図ではよくわからないのですが、いずれは青葉中学校に進学しなくてはいけなと思うのですが、そうすると、隣のほうには余り中学校がないのですが、そういうこともあるのですか。

○**学校規模適正化担当課長** 青葉中学校の通学区域は、現在の青葉小学校と上野幌小学校の校区プラス共栄小学校の一部となっております。

○**阿部委員** 私も感想として、ほかのお二人の委員と同じように、文章自体が非常に抽象的といいますか、「十分配慮」という言葉がいろいろなところに書かれていますのですが、どのように十分配慮されるかということの具体的な文言が明文化されていないと思うのです。

今お話があったように、これを見た住民の方が、例えば、保護者であるご両親のお勤めの関係や児童クラブやミニ児童会館の関係で、学校を変えられることを知っている人はそのようにされると思いますけれども、その手段を知らない人はそれができることを知らずに、距離の遠い小学校に通わざるを得ないということで、結果的にそうになってしまう方もいらっしゃると思います。

私は、教育委員会に申請すればよいという手段があることを知っているのですが、大勢の人がそれを知らないのです。そう考えると、本当にここに書いているような十分な配慮というのが、配慮になっているのかしらというような疑問が湧くと思います。

「十分配慮」というのは何がどう十分配慮されるのだろう、「取組を充実させます」と書いているが、どういう取組をして、どんな充実感が得られるのだ

ろうということになると思いますので、ここに住んでいる市民の方たちの安心感につながる文言をもう少し入れ込んでいただいたほうがよいのではないかと思います。

皆さんがおっしゃるように、文章を見た限りでは十分な配慮がそれとして伝わってこないと思います。今の説明を聞くとそういうことなのかとわかるのですけれども、説明がないと伝わってこないというのを私もすごく感じます。

○**長岡教育長** まず、この意見書の性格をもう一度ご説明いただいたほうがよろしいと思います。

○**学校施設担当部長** 今、お話が出ていたのは、意見書の文章のことだと思うのですけれども、こちらにつきましては、検討委員会のほうから、これまで検討いただいた意見や要望をまとめたものになっておりまして、それを教育委員会に提出していただいた形になります。

ですから、具体的に細かく列挙はされておりませんが、こういうことについて十分配慮してください、最大限尊重してくださいということを受けまして、今後、この地域での適正化を実施するに当たって、教育委員会として配慮すべきことをいろいろと考えて、それを丁寧にご説明し、行っていくというような性格のものであります。

この文章は、教育委員会としてまとめたものではありませんので、ご理解いただければというふうに考えております。

○**長岡教育長** これは、今の青葉小学校なり上野幌小学校なりの学校規模について、クラス替えもできないような学校が地域にあって、子どものより良い教育環境を確保するというところで、この3年間をかけて地域の方々が真剣に議論をされました。そして、青葉小学校と上野幌小学校を統合することもやむを得ないだろうということになったものです。地域にとっては学校というものが存続してほしいけれども、子どものことを考えたときに、この2校を統合しましょうと。

そして、この2校を統合したときに、近くに共栄小学校があるからそれではそちらに行きましょうということになると、今度は新しい小学校がクラス替えできなくなり、適正な規模が維持できなくなるということで、この地域の学校を統合しましょうということになりました。ですので、これは地域のやむにやまれぬご判断で、わかりました、統合しますけれども、札幌市としてこういうことについて十分ご議論くださいという意見書なのです。

ただ、そこで、小中一貫教育というものがどういうものかということがまだ

煮詰まっていないということで、最大限配慮するけれども、その部分については、意見をいただいたときに、32年に小中一貫校という形で新設校を整えることは難しいですよ、困難ですよということをもって、理解はいただいているのけれども、意見書としてはそれを目指してもらいたいということが出てきているわけです。

だから、意見書として、何が何でも全てを最大限に、できることもできないこともやりますよということではなくて、できることについては十分配慮しましょうというのが札幌市のスタンスで臨んでよいかという議案なのです。ですので、まず、皆さんでそのところをお考えいただいてからのご質問、ご議論のほうがよろしいかと思えます。

○長田委員 小中一貫校ということが仮に可能だとしたら、その段階では、その通学区域は変更するということになるのですか。

○学校規模適正化担当課長 小中一貫教育なり小中一貫校というのがどのようなものになるか、現時点では私どももわかりませんので、もちろん、わからないということは北側部会のほうで十分ご説明をしております。

ただ、一方で、北側部会の皆様は、小中一貫教育を進めていく流れは確かにあることをご理解されており、そうであれば、この意見書に、目指していくこととして明記したいとのご希望をされておりました。

札幌市からこれから示されるであろう小中一貫校、小中一貫教育の仕組みによって、ここのエリアがどうなるかというのは、札幌市全体でのあり方が示され、この地域でどうやっていくかという具体の部分が見えてきた時点で、もしかしたら変更があるかもしれないし、ないかもしれないという状況かと思っております。

○長田委員 北側部会でそういう流れの議論になっているのですか。

○学校規模適正化担当課長 そういうお話はしております。

○池田（官）委員 このことは前から議論になっていたことで、地域の方たちが全員一致に同意したり賛成するということはなかなかないだろうということがあったのですが、地域の住民の方々からどういう声が出ているのかということ、私たちは事務局のほうから逐一ニュースを届けていただき、それによってある程度知ることができていて、非常に感謝を申し上げるところです。

その中で小中一貫ということも出てきているのですが、今の時点ではっ

きり言えることかどうかはわかりませんが、私の理解では、実現の可能性として、現在のところはまだ具体化しないと思うのです。

ほかにもニュースなどでいろいろと書かれていましたけれども、思うようにいかないことだと感じられることがほかにもきっとあったらと思います。

小中一貫校以外のことについて、この北側部会で非常に熱い議論が交わされたり問題になっていたことがあれば、事務局から一つないし二つでもご紹介いただければと思います。

○学校規模適正化担当課長 先ほど冒頭の説明でもありましたけれども、こちらの地域には、上野幌小学校のある厚別南町内会連合会と青葉小学校のある青葉町自治連合会の2つの連合町内会が関係しておりますが、あおば町自治連合会にある小学校は青葉小学校一つです。ですので、今回、統合によって青葉小学校の校舎を活用しなくなると、自治連合会の中には小学校が一つもなくなるということでいろいろと心配される声がありました。

一方で、どちらも小規模のままでは、子どもたちの教育環境にとってはよくないということを皆さんは十分ご理解し、自治連合会の区域から小学校がなくなるけれども、子どもたちのことを考えようということになりました。

また、将来的に方向性が出るであろう小中一貫教育のことを考えても、小学校は中学校の隣にあるほうが望ましく、距離的に何かをするにしても、青葉小学校と青葉中学校を行き来するのではなく、向かいにあって何分かで行ける中学校と連携ができる上野幌小学校の校舎を活用するのがよいという結論になりました。

その結論が出るまでに何度も北側部会での議論を重ね、南側と比べて1年近く時間がかかったという状況があります。

○池田（官）委員 どうもありがとうございました。

○長岡教育長 今、池田官司委員からお話がありましたとおり、この地域の北側部会は、ほかの地域にも増して非常にづらい議論を重ねてこられていたということをご認識いただければと思います。その上での地域の合意による意見書です。

先ほど少し言いましたけれども、ここの検討は丸3年以上かかっているのですか。

○学校規模適正化担当課長 約3年です。

○長岡教育長 南側が先行して、昨年、まとまった意見書をいただいております。

○池田（光）委員 今まで、皆さんや教育長の意見を聞いても、やはり納得がいかないのです。そこまでやったのでしたら、具体的な意見というのはどのぐらいのレベルでどんなことが起きたのか、例えば、それを参考資料として出すことによって、どのぐらいのレベルの最大の配慮なのかというあたりが見えてくると思うのです。

これだけが出てきてもどこまでのレベルのことを言っているのか、わからない気がするのです、不親切な気がするのです。

もしこれが承認ということであれば、参考にどんな意見が出てきたのか、例えば、7番のその他の要望の（2）に、「両校の児童が新たな気持ちで新設校に通学できるよう、必要な学校施設の整備等十分に配慮すること」とありますが、これはどんなイメージで展開されているのですか。

○長岡教育長 先ほど言いましたように、地域の方々が配慮してもらいたいという意見書なので、池田（光）委員は、そのところを逆に考えていらっしゃいませんか。

○池田（光）委員 いや、そう考えてはいないです。

○長岡教育長 我々が配慮しますとこの地域に言っているのではなくて、地域の方々が我々に配慮してもらいたいということを、今、要望している書類がこれなのです。

○池田（光）委員 だから、そのときに、どのぐらいのレベルの配慮かということ、配慮をお願いしたいということで当然議論になると思うのです。

○長岡教育長 その学校施設の要望を実現する予算を確保するためにも、この会議の中で取組方針としてこの方向でよいのかということ、今議論していただいているのです。その方向性に基づき配慮すべき事項について具体的に対応していくことができるようになるので、今、これを具体的にといっても、それはないのです。

○阿部委員 私も池田（光）委員と同じ意見です。教育長のおっしゃることもすごくわかるのですけれども、先方の要望が抽象的過ぎるので、それに対して

教育委員としてこの抽象的な文章を私たちは受けとめなくてはいけないわけです。十分配慮してほしいと言われて、取組も充実させてほしいという意見に対して、教育委員会として、この要望に対してお応えしていくということですね。そのお応えの仕方にギャップが生じませんかということを私も池田（光）委員もお伝えしたいのです。

私は、この性質はわかっています。しかし、それに対して抽象的な意見に対して、私たちが最大限の努力をします、配慮しますとお答えするのであれば、ここの意見書が抽象的過ぎませんか、どういう意見があって、こういうふうに最終的な意見書が出されているかということが見えてこないということを私と池田（光）委員は先ほどからお話しさせていただいているつもりです。

○長岡教育長 わかりました。事務局はいかがでしょうか。

○学校施設担当部長 北側部会の中では本当にいろいろな意見が出てきております。それをここの意見書の中に例えば議事録のような形で全てを網羅すれば具体的にイメージが湧くと思いきれども、そこまでになると相当厚い形になります。

この意見書は、部会で出された様々な意見を踏まえて、部会の中で協議を行った結果、このような表現にまとめていただきましたことをご理解いただければと思います。また、教育委員の皆様方には、逐次、検討の結果概要をまとめたニュース等で情報提供をさせていただいておりますので、それでご判断をいただければと考えております。

○教育次長 北側部会の意見書につきましては、この代表の方々のお二人が我々のほうに意見書を手交されたわけですが、先ほど議論にもありましたけれども、地域の方からはやはりいろいろなご意見があった中で、子どもの教育環境を最大限よいものにしていくために、それぞれの地域の皆様のご意見やお考えをまとめたのがこの意見書です。

この文末を見ますと、最大限配慮してほしいとか、こういう点に留意してほしいということなので、個々具体の何々をこうすべきということよりも、その方向性や考え方、それから、我々の姿勢、また、今後丁寧に説明してほしいという全体的な方向性をきちんと示しているのです。ただ、根本は、この北側部会の青葉小学校と上野幌小学校を統合して、こういう方向でこう行くのだというところをまずはっきりさせなければならないということが今日の争点だと思います。

○長岡教育長 いかがでしょうか。

○池田（光）委員 そうであれば、今後、統合がまたいろいろな形で起きてくるので、もうちょっと根本的な議論をしておく必要があるのではないかという気がするのです。自宅から近い学校に通学できるよう臨機応変に対応することとか、いろいろなことについて、これから統合がまだまだ起きてくる中で、本当にどうあったらよいのかという議論を今後していただければありがたいと思います。

○長岡教育長 いかがですか。

○学校施設担当部長 まさに、委員がおっしゃるとおり、そういう議論は当然必要ですし、地域でもまた、同じ方向の意見あるいは向かい合った意見などいろいろと出ているのも事実であります。

また、地域の総意、合意をこの意見書という形で教育委員会に提出する中で、それをどこまで個々具体的に書けるかというのは地域の状況もあると思いますが、私どもは、これを受けて進めていくことが必要だということは十分認識しておりますので、今後、そのように対応してまいりたいと考えております。

○阿部委員 この意見書の性質自体、方向性を決める大枠の意見書というふうに捉えたらよいのですか。

○学校施設担当部長 そうですね。

○阿部委員 私が見た限りでは、具体的に充実とか配慮という言葉は理解しませんが、それでは、どういう充実を求めている、どういう配慮を求めているか、阿部委員はどうなのですかと聞かれたときに、私はこの文章だけでは答えることはできないと思いました。

ですので、これはあくまでも大枠で、それぞれ個別のものは、これから具体的に意見交換をしながら決めていくためのものという捉え方でよろしいのでしょうか。

○学校施設担当部長 そういう考えでよろしいと思います。

○阿部委員 それでしたら納得できます。

○長岡教育長 これはスタート台で、これから今言いました細かいことも含めて、決めていきます。その中でお金のかかることもあるので、予算措置が当然必要になるのですが、教育委員会の中で取組方針を決定しなければ、我々は、市当局に対して、これは決まったことだからお金をつけてくださいということなかなか言えないのです。ですから、教育委員会中での取組方針が定まった上でスタート台に立って、いろいろな部分で決めていきたいと思いますということなのです。地域の合意をいただいて、我々もこれからそれに取り組んでいく意味合いの意見書です。事務局よろしいですね。

○学校施設担当部長 はい。

○長岡教育長 今、ご懸念されていたようなことを、これからまた教育委員会で都度詰めていくということによろしいですか。

○学校施設担当部長 はい。

○池田（光）委員 それであれば、こういう要望がありますということではないかと思えます。それに対してこちらも答えているわけです。これと言うと、向こうが答えているということですね。十分配慮してほしいということですが、開校を迎えることができる環境を整えてほしいという要望がありましたというのが、もしかしたら勘違いしない表現なのかもしれませんね。

○長岡教育長 要望がありましたというのは、この上野幌、青葉のそれぞれの代表が地域の意見としてということですね。この方々は、地域を代表して、それを全部のみ込んだ上でこのようにしてもらいたいと我々に言ってきているのです。その内在する意見がいろいろとたくさんあるのは、例のニュースでお示ししているとおりです。

○学校施設担当部長 名称が意見書となっているので、また何かあるかもしれませんが趣旨としては、まさにそういうことです。こういうことをやりなさいということで、それを受けてこれから検討を進めていくことになると思います。

○長岡教育長 今後、統合はまだ出てくると思うのですが、根本的なところから議論していただいたほうが、今のように混乱する意見も出ないかもしれません。ぜひお願いできればと思います。

○池田（官）委員 私はあえて言いますが、今日の議案の最大限尊重という言葉が、いかにも政治的な言葉といいますか、非常に含みと幅のある言葉というふうに見えなくないです。でも、そう書かざるを得ないという事情も今のご議論を聞いていてわかったつもりです。

少なくとも、この意見書の1番と2番ですが、再編を対象としている学校と通学区域案、それから、上野幌小学校のほうに統合するというこの基本線については、今後の取組の中で、私たちは事実上、最大限尊重することとして、ほかに達成できないこともあるかもしれないけれども、この基本だけは必ず守りますという理解でよろしいのですね。

ほかのことについては、小中一貫校を初め、尊重しきれないことはあるかもしれないということだと思っておりますが、この大枠だけは、必ずそのとおりにしますという理解で受け取りました。それでよろしいですか。

○学校施設担当部長 そのとおりです。

○長田委員 1番と2番の趣旨が具体化しているので、今言いましたような結論になって、あとは、3番は決まっていなくても、4以下は要望があったという理解でよろしいですか。

○長岡教育長 それを最大限できることはやりますということです。地域の方々のご意見をまとめたものですから、それは尊重したいということです。

それでは、議案第1号については提案どおり決定するというところでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、そのように決定いたします。

【議 事】

◎議案第 2 号 札幌市特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第 2 号 札幌市特別支援学校学則の一部を改正する規則案についてです。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第 2 号について、私からご説明申し上げます。

本案は、昭和38年教育委員会規則第12号「札幌市立特別支援学校学則」の一部を改正する規則案であります。

添付資料の 3 ページ目、配置計画と学則改正の内容の 2 番の平成30年度配置計画（本市関係分抜粋）をご覧ください。

配置計画は北海道教育委員会が策定するものでありまして、高等部における各特別支援学校の翌年度の第 1 学年の定員を定めるものとなります。

配置計画は、北海道教育委員会と本市との間で事前に十分な協議を行った上で示されているものであり、本市の意向が反映されているものであることから、配置計画に基づき、本市における平成30年度の特別支援学校高等部の定員等を定めております。

29年度と比較し、30年度の定員数の変更につきましては、網かけをしている山の手養護学校の普通科重複学級の 1 学級 3 人の増、北翔養護学校の 1 学級 3 人の増となっております。

定員につきましては、翌年度の入学者数の見込みから増加しております。なお、両校ともに30年度の第 1 学年の定員は増加しておりますが、29年度末に卒業する第 3 学年と30年度に入学する第 1 学年の人数が同じであるため、総定員に変更はありませんので、今回は学則の改正が必要ありません。

次に、3 ページ下の 3 番、学則改正の内容についてであります。

内容については、今回改正が必要な豊明高等支援学校、みなみの杜高等支援学校のみご説明させていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、資料の 4 ページの一番上、表①豊明高等支援学校学科別の定員数比較表をご覧ください。

30年度の第 1 学年における定員数に変更はありませんが、表のとおり、29年度より学科の再編及び定員の改正を行い、定員数が56人から40人になっております。そのため、表②豊明高等支援学校の総定員及び学級数比較表の網かけのとおり、総定員が152人から136人に減員となり、学則の改正が必要となります。

次に、(2)のみなみの杜高等支援学校の表③みなみの杜高等支援学校の総定員及び学級数比較表をご覧ください。

30年度の第 1 学年における定員数に変更はありませんが、29年度に開校したため、総定員は第 1 学年のみの人数となっております。30年度には学年進行

に伴って第2学年まで在籍することになりまして、総定員数が増となるため学則の改正が必要となります。

これまでご説明させていただいた内容をまとめたものが、1ページ目から2ページ目の本議案となります。

また、赤いインデックスの添付資料の1ページ目から2ページ目の新旧対照表につきましては、学則の改正内容を反映させていただき定員を整理したもとなりになります。

本議案につきましては以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。ただいま、議案第2号の説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○長田委員 みなみの杜高等支援学校の定員数は、あらかじめ決めてしまうのですが、これは、また来年もやらなければいけないのですか。

○学校教育部長 そうです。まだ3学年に達していないので、毎年やります。

○長田委員 まだ3学年に達していないのですけれども、あらかじめ、3学年までできないものなのですか。

○学校教育部長 毎年やりますので、来年もやります。

○長田委員 やらなければいけないのですか。あらかじめ112人増やしてしまうというわけにはいかないのですか。

○学校教育部長 そうですね。

○長田委員 わかりました。

○長岡教育長 豊明高等支援学校も、みなみの杜高等支援学校が開設することによって、道教委との間で協議した結果、間口が若干減ったということによろしいですか。

○学校教育部長 はい。学科の再編を行いましたので、それに伴って定員が減ったということになります。その分、みなみの杜高等支援学校に集まって増え

ているということになりますので、総体としては増えているということになります。

○池田（光）委員 この増員に伴う課題や問題点、あるいは、よかった点というのはどういうポイントがありますか。

例えば、表では順調にいつているので、もっと定員を増やしたいという意味合いがあるとか、もっともっと待機児童が多いという課題があり、本当は増やしたいということがあるのか、この人数の確定も含めて、来年度、もっと本当は定員が要ることなのか、そのあたりの課題についてはいかがですか。

○教育推進課長 若干質問とずれる部分も説明するのですが、おかげさまでみなみの杜高等支援学校は、カフェが8月末にオープンいたしまして、地域の方々にも好評で、大体13時ぐらいには商品が売り切れるという状況になっています。また、新聞等からもいろいろと問い合わせをいただきました。

来年度の入学に関しても、そろそろ入学相談が始まりまして、確かに昨年よりもさらに多いという状況です。ですから、人気があるので、みなみの杜高等支援学校も増やせばという考え方もあるのですが、基本的には、最終的に3学年まで進んだ校舎全体の容量を考えますと、7学級よりもさらに増やすというのはなかなか厳しいかと思えます。

それから、今、1学年だけで教員数もある程度限られております。2学年になったときに教員数が増えますけれども、今の倍になるわけではありません。やはり倍ではないのですけれども、幾らかは増えます。

ですから、そのときの段階で2学年までそろったときに、教員の対応がどこまでできるか、来年3学年になったときにどうなるか、そこを見極めないと、クラスが多い少ないという議論は今は難しいと思えます。

もう一つ述べますが、この資料の一番最後のページについておりますが、北海道全体の知的障害者の特別支援学校高等部の間口の状況です。

道央圏で申し上げますと、30年度は4学級で32人の定員減ということになります。これは、全体の数自体はそれほど変わってはいないのですが、知的な特別支援学級については、ここ数年の傾向ですが、通信の学校、特別支援ではないのですが、私立の高等学校に進学する生徒がだんだん増えてきている傾向があります。

みなみの杜高等支援学校をつくったときには、特別支援の学校が足りないという話があったのですが、今の傾向としてはよい感じということになっています。みなみの杜高等支援学校だけが減らすという話になりますと、ほかの学校の部分の間口をさらに減らさなければいけないということもありますので、バ

ランス的には、みなみの杜高等支援学校は、今のところ7学級でいくというのが妥当な線だと考えます。

○池田（官）委員 こういった定員の変更によって教員数が変わるということは理屈としてはあるのでしょうけれども、今回は、教員数に影響するような規模の増減にはならないと思うのですが、そうすることは起こり得るものでしょうか。

○学校教育部長 みなみの杜高等支援学校の学級数が増えるので、当然、教員定数も増えていく形になります。今は1学年しかないので、1学年の分の定数しかないのですが、来年以降、2学年、3学年となったときには、一般教員、指導する教員のほうは、校長、教頭は増えないですが、ここは増えていく形になります。

○池田（官）委員 どちらかという、私は、豊明高等支援学校のほうに関心があったのですけれども、毎年、道の算定によって若干数変動するということですね。例えば、新しく足すというのはよいかもしれないのですが、多いから減数にしなければならないというほどの変動というのは理屈としては起こり得るのですか。

○教職員担当部長 今、池田（官）委員がおっしゃったように、学科のほうからの変更もありますので、減る学校も当然あります。やはり、減ることによって、先生方の異動があります。ただ、単年度で全部替えるというのではなくて、1学年減るごとに教員も減らしていきますので、そこは学校と担当で連携をとりながら、見通しを持って取り組んでおります。教員が余っているとか、学校運営が非常に困るとか、そういう事態にはならないように進めております。

○池田（官）委員 わかりました。道から来る人数の定数の関係で、教員の数の極端な変動が急に生じたりすることがないのが望ましいと思いい質問をいたしました。

○長岡教育長 ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第2号については、提案どおりに決定するとい

うことよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、そのように決定いたします。

議案第3号ですけれども、公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開